

H29 都計景第 1676 号

平成 30 年 1 月 29 日

仙台市 都市整備局

計画部 都市景観課

**仙台市屋外広告物条例第 4 条第 10 号に規定する「道路等から展望することができる地域」
における「視認できない広告物等」の取扱いについて**

標記の取扱いについて、別紙 1 のとおり定め、平成 30 年 2 月 1 日から適用いたします。あわせて、「仙台市屋外広告物条例に係る取扱い事例集」について、別紙 2 のとおり変更し（「Ⅱ - 1 - 1 『展望することができる地域』について」の変更、「Ⅱ - 1 - 2 『道路等から展望することができる地域』における『視認できない広告物等』の取扱いについて」の追加）、標記取扱いの適用日より運用いたします。

以上

仙台市屋外広告物条例第4条第10号に規定する「道路等から展望することができる地域」 における「視認できない広告物等」の取扱いについて

仙台市屋外広告物条例（以下「条例」という。）第4条第10号の禁止地域である「道路等から展望することができる地域」において、広告物等が以下に示す「視認できない広告物等」に該当する場合は、当該広告物等は道路等から展望できないものとみなし、許可地域に存在するものとして取扱うこととする（条例第4条第10号以外の禁止地域に該当している場合を除く）。

1 「視認できない広告物等」の判断基準

「視認できない広告物等」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、道路等からの景観を阻害しないことが明らかであるものをいう。

第1号 広告物等の表示位置より、当該広告物等から半径500m以内の道路等（当該広告物等の表示面と180度を超える角度をなす方向にある部分を除く）の方向を見た場合に、次のいずれかに該当するもの

- (1) 障害物（一時的、仮設的なものを除く）の存在により、当該道路等を全く視認できないもの
- (2) 当該道路等自体の存在により当該道路等上を通行する車両等を全く視認できないもの

第2号 次のいずれかに該当するもの

- (1) 広告物等の表示のない面（裏面）の中心から道路等の端に向けて伸ばした線のうち最短のものと裏面のなす角度が、45度以上135度以下の範囲であるもの
- (2) 広告物等の裏面の中心から道路等の端に向けて伸ばした線のうち最短のものと裏面のなす角度が、45度未満又は135度を超え180度未満の場合において、広告物等の表示面と180度の角度をなす方向に当該広告物等の端（道路等に最も近い部分）と道路等の端を結んだ直線の長さが、500mを超えるもの

第3号 広告物等から半径500m以内の道路等（広告物等の表示面と180度を超える角度をなす方向にある部分を除く）の端と当該広告物等の間の最短距離が、表示面中の最大の1の文字（又はイメージ等）の最大寸法（高さ又は幅のいずれか大きい方）の300倍以上の大きさであるもの

2 「視認できない広告物等」の申請手続

(1) 「道路等から展望することができる地域における屋外広告物表示（設置）に係る確認書」の提出

「道路等から展望することができる地域」内において、「視認できない広告物等」を設置しようとする者は、当該広告物等の表示（設置）に係る許可申請を行う場合に、「道路等から展望することができる地域における屋外広告物表示（設置）に係る確認書」（別紙1様式）と、次に掲げる資料を併せて提出するものとする。

また、継続許可申請又は変更（改造）許可申請の際にも、当該広告物等が引き続き「視認できない広告物等」に該当することを確認するため、別紙1様式と次に掲げる資料を、その都度許可申請書と併せて提出するものとする。

① 広告物等の寸法や文字等の大きさがわかる図面【共通】

- ・ 広告物等の板面の寸法や地盤面からの高さ、文字又はイメージ等の大きさ等がわかるものであること。

② 広告物等の位置図【共通】

- ・ 広告物等と道路等との距離、障害物の位置及び障害物の高さに関する情報がわかるものであること。

③ 広告物等と道路等の位置関係及び障害物による遮蔽状況がわかる写真【第1号】

- ・ 写真は、広告物等の位置から道路等の方向に向けて撮影すること（当該広告物等から半径500m以内の道路等（当該広告物等の表示面と180度を超える角度をなす方向にある部分を除く）を全て確認できるものとし、広角な範囲となる場合は、必要に応じ複数枚とすること）。

④ 平面図【第2号】

- ・ 広告物等の道路等に対する設置角度がわかるもの

⑤ その他

- ・ 広告物等が道路等から視認できないことを審査するために必要な資料

(2) 仙台市での確認方法

「1「視認できない広告物等」の判断基準」の各号のいずれかに該当することを次の方法により確認する。

「視認できない広告物等」に該当することが確認できた場合は、当該広告物等は道路等から展望できないものとみなし、許可地域に存在するものとして取り扱う（条例第4条第10号以外の禁止地域に該当している場合を除く）。

〔第1号〕道路等からの展望を遮る障害物等が存在するもの

- ・ 広告物等の表示位置より、当該広告物等から半径500m以内の道路等（当該広告物等の表示面と180度を超える角度をなす方向にある部分を除く）の方向を見た場合に、(1)については障害物の存在により当該道路等を全く視認できないこと、(2)については、当該道路等自体の存在により当該道路等上を通行する車両等を全く視認できないことを、位置図及び写真により確認する。

〔第2号〕広告物等の表示面を道路等に向けていないもの

- ・ 次のいずれかによる。

(1) 平面図等で、広告物等の裏面の中心から道路等の端に向けて伸ばした線のうち最短のものと裏面のなす角度が、45度以上135度以下の範囲であることを確認する。

(2) 平面図及び位置図により、広告物等の裏面の中心から道路等の端に向けて伸ばした線のうち最短のものと裏面のなす角度が、45度未満又は135度を超え180

度未満の場合において、広告物等の表示面と 180 度の角度をなす方向に当該広告物等の端（道路等に最も近い部分）と道路等の端を結んだ直線の長さが、500 mを超えることを確認する。

〔第 3 号〕 広告物等の表示内容の判別が困難なもの

- ・ 広告物等の寸法や文字等の大きさがわかる図面により、最大の一の文字（又はイメージ等）の高さ又は幅のいずれか大きい方を測定し、その測定値の 300 倍の長さが、広告物等から半径 500m 以内の道路等（当該広告物等の表示面と 180 度を超える角度をなす方向にある部分を除く）の端と当該広告物等の間の最短距離以内であることを位置図により確認する。

3 留意事項

- ・ 本取扱いは、道路等からの良好な景観の形成のため条例において禁止地域としている区域での例外的な措置であること。
- ・ 「視認できない広告物等」の判断基準に該当するものでも、道路等からの景観を阻害しないよう配慮に努めること。
- ・ 「道路等から視認できない広告物等」であることの举证責任は、広告物等の表示（設置）許可申請者が負うものであること。
- ・ 本取扱いに基づき表示（設置）を許可した広告物等がその後の事情の変更等により道路等から視認できることとなった場合は、禁止地域の規定が適用されること。
- ・ 本取扱いは、条例第 4 条第 10 号の禁止地域が指定された際に、現に適法に表示（設置）されている広告物等で、条例第 13 号（経過措置）が適用されているもの及び経過措置期間が満了し改善指導を受けているものについても、適用できるものとする。
- ・ 本取扱いを適用しようとする場合は、広告物等を表示（設置）する場所を所管する区の街並み形成課と事前に協議を行うことを原則とすること。

「道路等から展望することができる地域」における屋外広告物表示（設置）に係る確認書

申請者氏名				
管理者氏名				
表示（設置）の場所				
表示（設置）の期間		年 月 日から 年 月 日まで		
現許可事項	許可年月日	年 月 日	許可番号	
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
本確認書に記載のとおり相違ありません。 年 月 日 申請者氏名				

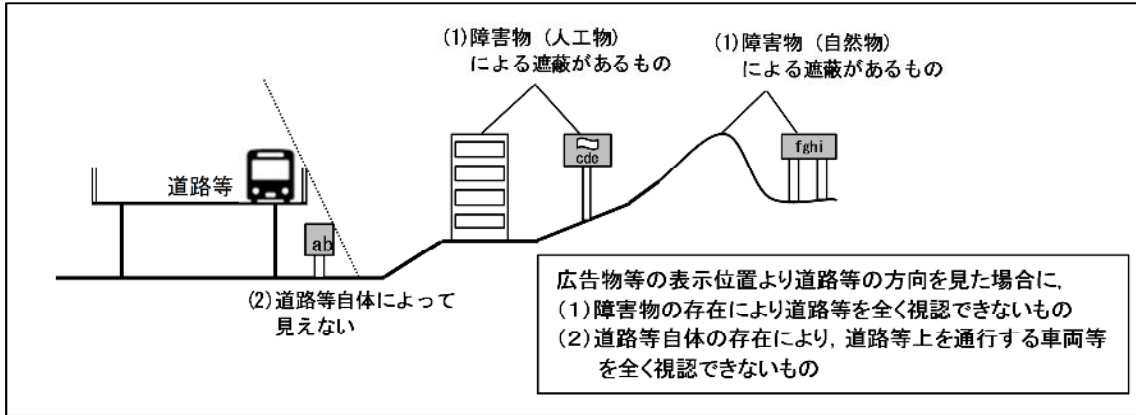
(第二面)

整理番号				
広告物等の種類				
広告物等の概要	面積			
	高さ			
	表示内容	(自家用/自家用以外)		
道路等からの最短距離 (L)		L = m		
道路等から視認できないことの該当事項	該当項目		内容	
	第1号	展望を遮る障害物等の存在	<input type="checkbox"/> 自然物 <input type="checkbox"/> 人工物 <input type="checkbox"/> 道路等自体 <input type="checkbox"/> その他 () ※一時的、仮設的なものや撤去が容易なものは除く	
	第2号	表示面を道路等に向けていない	(1)	広告物等の中心から道路等に向けて伸ばした線のうち最短のものと裏面のなす角度 _____度 (45度以上 135度以下)
			(2)	表示面と 180度の角度をなす方向に広告物等と道路等を結んだ直線の長さ _____m (>500m) ※(1)の角度が、45度未満又は135度を超過180度未満の場合に限る
第3号	表示内容の判別が困難	最大の一の文字 (又はイメージ等) の最大寸法 _____m (×300= _____m < L)		
適用される許可地域等		<input type="checkbox"/> 第 種許可地域 <input type="checkbox"/> 広告物景観地域 (_____ゾーン)		
添付資料		<input type="checkbox"/> 広告物等の寸法や文字等の大きさがわかる図面【共通】 <input type="checkbox"/> 広告物等の位置図【共通】 (道路等からの距離、障害物の位置及び障害物の高さに関する情報がわかるもの) <input type="checkbox"/> 広告物等と道路等の位置関係及び障害物による遮蔽状況がわかる写真 (広告物等の表示位置より道路等の方向に向けて撮影したもの) 【第1号】 <input type="checkbox"/> 平面図 (広告物等の道路等に対する設置角度がわかるもの)【第2号】 <input type="checkbox"/> その他 ()		

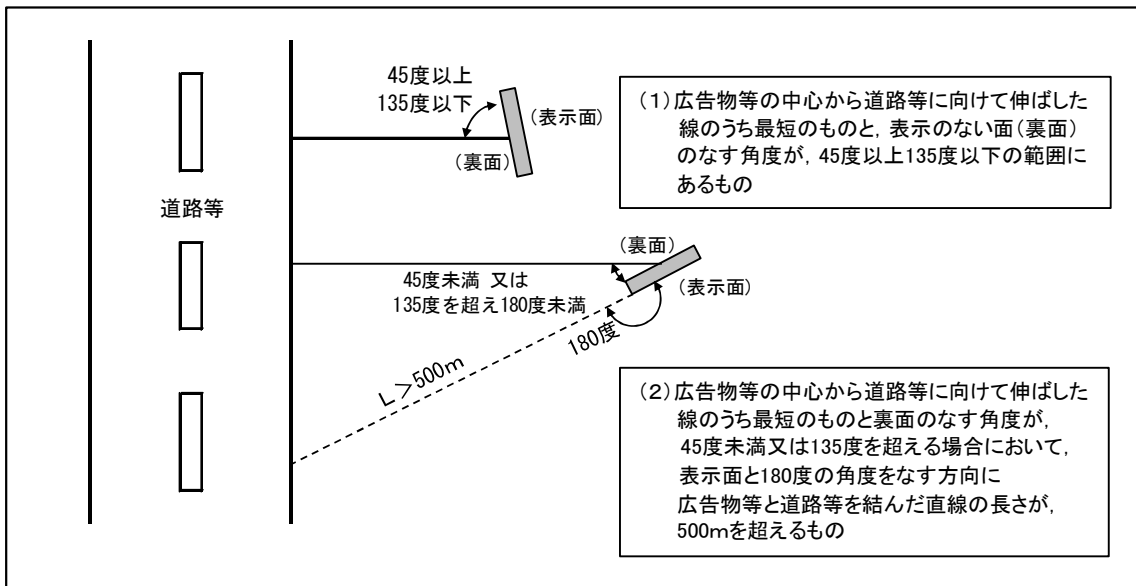
(注意) 「視認できない広告物等」に該当する表示面が複数ある場合は、表示面毎に第二面を作成し、提出してください。

<参考> 「視認できない広告物等」の判断基準の考え方

第1号 道路等からの展望を遮る障害物等が存在するもの



第2号 広告物等の表示面を道路等に向けていないもの



第3号 広告物等の表示内容の判別が困難なもの

